

社会福祉法人あやまユートピア 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人あやまユートピア（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項に定める者のほか、評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第14条の規定に基づく評議員選任・解任委員会委員の報酬等に関してもこの規程を適用するものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び委員会委員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする常勤の者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 委員会委員とは、前条第2項で規定する委員会の構成員である委員をいう。
 - (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人に対し、報酬等の支給を要しない旨の申し出を行った役員等並びに当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。
- (1) 非常勤の役員 報酬
 - (2) 評議員 報酬
 - (3) 委員会委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 非常勤の役員に対する報酬の額及び各年度の総額は別表第1に定める額とする。
- 2 評議員に対する報酬の額及び各年度の総額は別表第2に定める額とする。
 - 3 委員会委員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 委員会委員に対する報酬は、委員会への出席の都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定す

る本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合には、費用としてあやまユートピア旅費規程により旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年3月14日から施行する。

別表第1 (非常勤の役員の報酬)

4時間未満を半日として、4時間以上については1日とする。

(1) 理事 (報酬総額 200,000円)

業 務 種 別	報 酬 額		
理事会等会議への出席	半日	3,250円	1日 6,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	半日	3,250円	1日 6,500円

(2) 監事 (報酬総額 200,000円)

業 務 種 別	報 酬 額		
理事会等への出席	半日	3,250円	1日 6,500円
定期監査業務	1回	3,250円	
監事監査業務 (事業報告・決算)	1回	6,500円	
上記の他、法人・施設業務のための出勤	半日	3,250円	1日 6,500円

別表第2（評議員の報酬）（報酬総額 1,000,000円）

4時間未満を半日として、4時間以上については1日とする。

業 務 種 別	報 酬 額	
評議員会への出席	半日 3,250円	1日 6,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	半日 3,250円	1日 6,500円

別表第3（委員会委員の報酬）

4時間未満を半日として、4時間以上については1日とする。

業 務 種 別	報 酬 額	
各委員会への出席	半日 3,250円	1日 6,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	半日 3,250円	1日 6,500円